

長崎労働局発表
平成25年6月6日(木)



平成25年6月6日

厚生労働省長崎労働局 求職者支援室

求職者支援室長 濱村 和久

求職者支援主任 松井 寛治

電話：095-801-0040

監督課長 田沼 久志

電話 095-801-0030

長崎県外国人技能実習生受入組合連絡協議会長に対し 技能実習生の適正な雇用・労働条件の確保を要請

～6月は「外国人労働者問題啓発月間」です～

国においては、6月を「外国人労働者問題啓発月間」とし、外国人労働者をめぐる問題の解決のための取り組みを強化しております。

長崎県においては、平成24年10月末現在で、2,795人の外国人が雇用されており、在留資格別でみると、技能実習生が全体の45.7%と最も多くなっております。

外国人技能実習生をめぐっては、全国的に雇用・労働条件や雇用管理をめぐる問題がみられ、その適正な運営が求められているところです。

長崎労働局では、「外国人労働者問題啓発月間」の取り組みの一環として、外国人技能実習生の受入事業を行う県内の組合で構成する「長崎県外国人技能実習生受入組合連絡協議会」に対し、技能実習生の雇用・労働条件の確保、安全衛生への実施体制の実施に向け一層の取り組みを要請することといたしました。

また、外国人労働者を雇い入れた場合、雇い入れた事業所が管轄のハローワークへ「外国人雇用状況届出書」または「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が義務付けられておりますが、これらが確実に徹底されるよう併せて要請することにしております。

- | | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日時 | 平成25年6月10日(月) 午前11時30分～ |
| 2. 場所 | 厚生労働省 長崎労働局 局長室
(長崎市万才町7-1住友生命長崎ビル3階) |
| 3. 出席者 | 長崎県外国人技能実習生受入組合連絡協議会 会長 <small>やまほか</small> 山外 <small>まさと</small> 正人
厚生労働省 長崎労働局長 中原 正裕
労働基準部長 宮原 美幸
職業安定部長 吉村 康志 |

【参考】

長崎県における外国人の雇用状況（平成24年10月末現在）

長崎県内において、外国人を雇用している事業所は、691事業所で2,795人が雇用されています。これを在留資格別でみると、技能実習生が1,278人で全体の45.7%と最も多く、次いで専門的技術分野（教育・芸術等）571人（20.4%）、資格外活動545人（19.5%）となっております。

長崎県における技能実習生をめぐる最近の労働関係法令違反の例

- ・ 下着の製造を営む事業場において、中国人技能実習生9名を含む労働者26名に対し、平成22年10月から平成23年6月までの賃金について、長崎県最低賃金以上の賃金額、計約2800万円を支払わなかったもの。
- ・ 婦人服の製造を営む事業場において、中国人技能実習生6名を含む労働者15名に対し、平成22年8月から平成23年2月分の賃金総額約1500万円の賃金を支払わなかったもの。
- ・ 婦人用下着の製造を営む事業場において、中国人技能実習生5名に対し、平成21年4月から同年9月の間、時間外労働及び休日労働に対する割増賃金計約200万円を支払わなかったもの。なお、当該事業場は、時間外労働等に対する割増賃金を1時間当たり400円で支払っていたもの。
- ・ 青果の卸売・加工を営む事業場において、中国人技能実習生7名に対し、平成18年11月から平成19年10月の間、長崎県最低賃金額以上の賃金を支払わず、かつ、時間外労働及び休日労働に対する割増賃金計約500万円を支払わなかったもの。

外国人を雇用した場合の届出

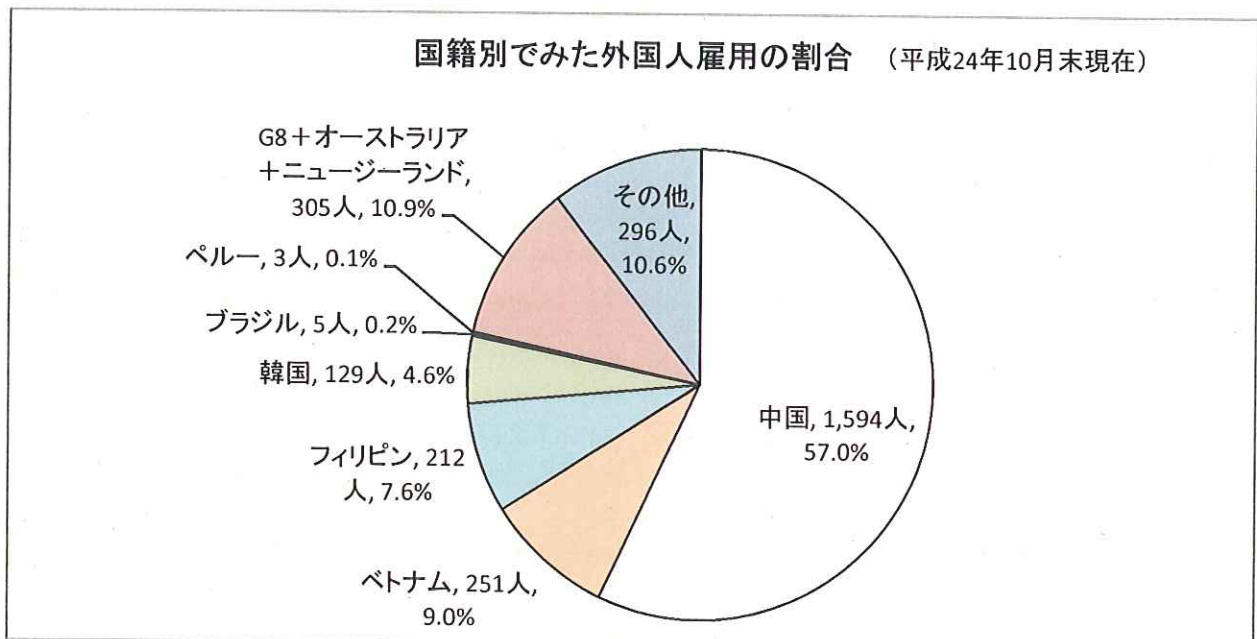
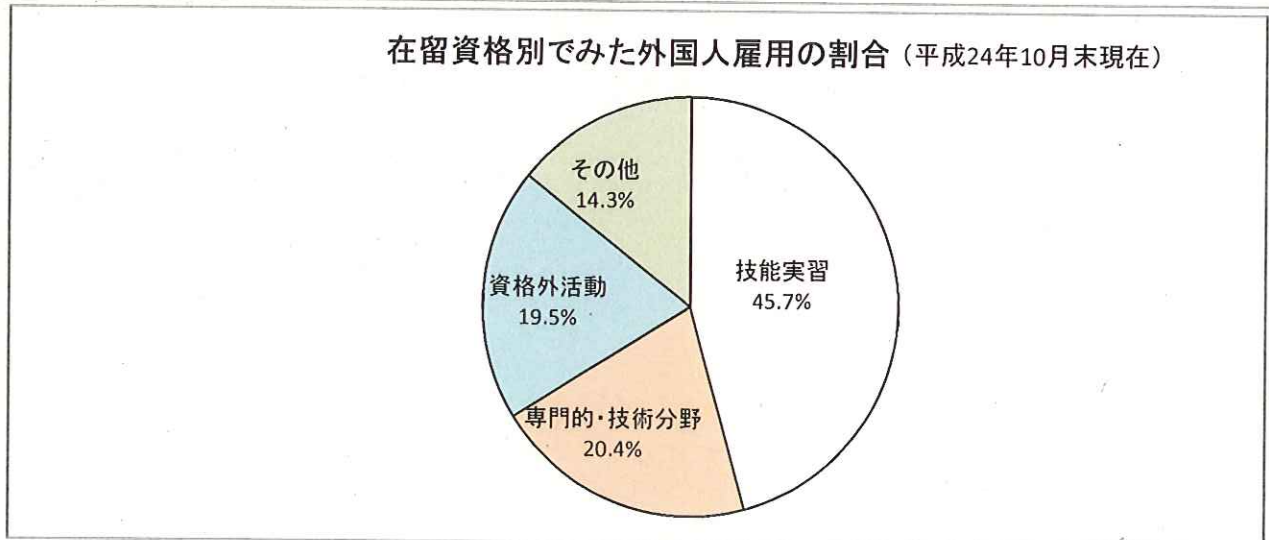
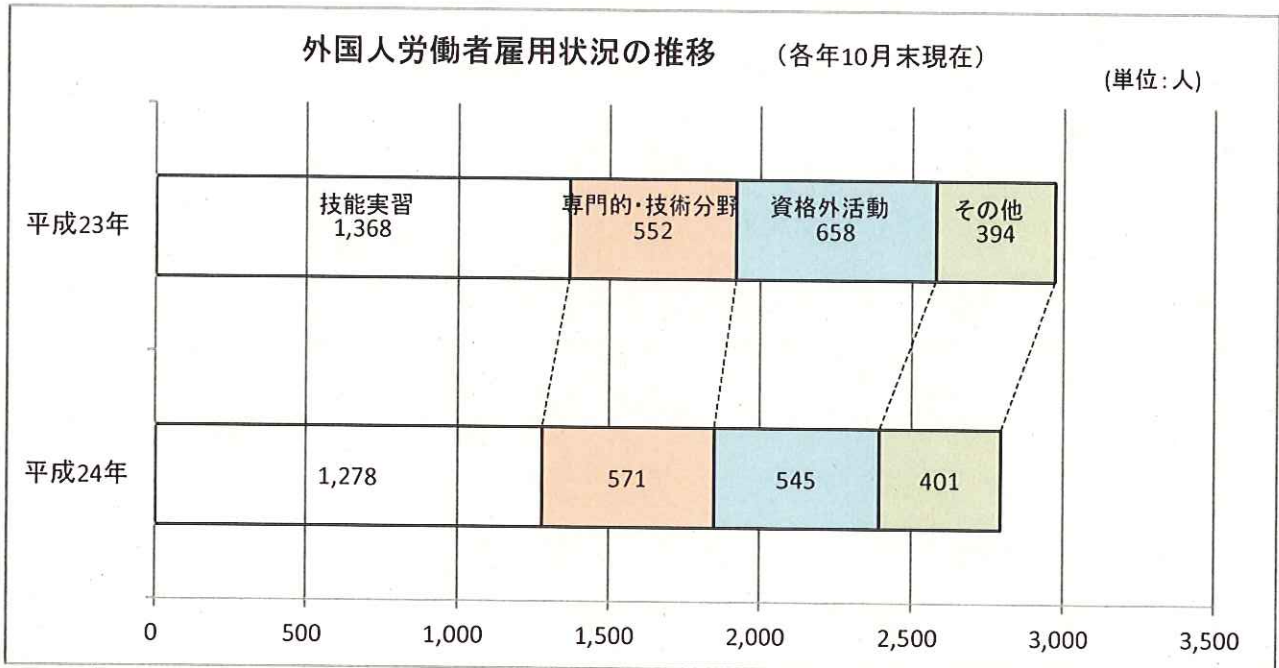
外国人を雇用した事業所は、管轄のハローワークに外国人を雇用したことを届けなければなりません。

雇用保険の被保険者とならない労働者は、「外国人雇用状況届出書」を、雇用保険の被保険者となる労働者は、「雇用保険被保険者資格取得届」により、①氏名②在留資格③在留期間④生年月日⑤性別⑥国籍・地域⑦資格外活動許可の有無（資格外活動を行う場合のみ）を届け出る必要があります。

「外国人雇用状況届出書」は、雇用した翌月の末日までに、「雇用保険被保険者資格取得届」は、雇用した翌月の10日までに提出しなければなりません。

なお、雇用していた外国人が離職した場合にも、「外国人雇用状況届出書」または「雇用保険被保険者資格喪失届」を提出しなければなりません。

長崎県における外国人労働者雇用状況



平成25年6月

長崎県外国人技能実習生受入組合連絡協議会

会 長 山 外 正 人 殿

厚生労働省 長崎労働局長

技能実習生の適正な雇用・労働条件の確保等について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より特段の御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、長崎県における外国人の雇用状況を見ますと、平成24年10月末現在で約2,800人の労働者が雇用され、その中でも技能実習生が全体の半数近くを占めている状況にあります。

御高承のとおり、この「技能実習制度」は、我が国に蓄積されている技能等の途上国等への移転を図り、その経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的として平成5年に創設されて以来、今日まで20年の長きにわたり大きな役割を果たしてきたところです。

一方で、本制度については、近年、長崎県を含む全国において、技能実習生の雇用・労働条件や雇用管理をめぐる問題がみられ、制度本来の趣旨に沿った適正な運営が喫緊の課題となっているところであります。

つきましては、「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）を迎えるに当たり、貴協議会の傘下各組合に対し、技能実習生の受入れ及び技能実習の実施に当たっては、①適正な雇用・労働条件の確保、②安全と健康確保対策の実施、③ハローワークへの「外国人雇用状況届出書」または「雇用保険被保険者資格取得届」の提出等が徹底されるよう、改めて御周知いただきたく、よろしくお願ひ申し上げます。

外国人労働者問題啓発月間

6/1(土)～6/30(日)

ともに働き未来を創ろう!!

～外国人が能力を発揮できる環境づくりを～



外国人の雇用はルールを守って適正に!

- 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか?
- 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか?
- 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか?
- 安易な解雇はしていませんか?
- 外国人の雇入れ・離職時にハローワークへ雇用状況の届出を出していますか?

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」より

 **厚生労働省**

※詳しくは、ハローワーク(公共職業安定所)、都道府県労働局にお問い合わせください。